

第三者行為による傷病の届け出について

こんなときには届け出を！（第三者行為）

交通事故やけんかによる負傷など、第三者行為（自分以外の人）によるケガ等の治療において、国保の保険証を使って病院受診した場合、必ず「**第三者行為による傷病届**」を保険者（糸満市国民健康保険課）へ提出してください。（提出は法律で義務付けられています。）また、国保の窓口へ届ける前に加害者から治療費を受け取ったり、示談で済ませたりすると国保が使えなくなる場合があります。示談の前に必ず国保にご相談ください。届け出がされない場合には、高額療養費等の払戻しが受けられない場合がありますので、ご注意ください。



※第三者行為によるケガの治療費は第三者に責任が生じます。国保が立替えた医療費はあとで加害者に請求します。
※示談が成立すると特別な事情がない限り、あとで勝手に変更・取消することはできません。慎重に示談するよう注意しましょう。

第三者行為による事故

- ☑ 交通事故にあった
- ☑ 食中毒
- ☑ 他人の飼いた（動物等）にかまれた
- ☑ けんか等の傷害事件に巻き込まれた
- ☑ 自転車の二人乗りによる負傷 などなど・・・



ただし、こんなときは国保は使えません

- ☑ 工作中や通勤中の交通事故
→ 労災保険の対象になります
- ☑ 飲酒運転や無免許運転などの
不法行為による事故
- ☑ 示談を済ませてしまったとき



申請に必要なもの

- ・ 保険証
- ・ 世帯主の印鑑
- ・ 交通事故証明（後日でも可）
- ・ 第三者行為による傷病届

